

子育て支援通信～Bridge～

No. 4 平成24年5月発行

平成24年
7月1日
から

就業規則の見直しの時期がやって来ました！！

改正育児・介護休業法が全面施行されます！！

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。

これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。



1

短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

- 3歳に満たない子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度（1日6時間とする措置を含むもの）を設けなければなりません。

2

所定外労働の制限

- 3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、所定外労働（残業）を免除することが事業主の義務となります。

3

介護休暇

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員が申し出ることにより、対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、1日単位で休暇を取得できます。

育児・介護休業は労働基準法が定める「休暇」にあたり、**就業規則に必ず記載しなければならない事項**です。

対象者がいない場合であっても、育児介護休業規程を整備すると共に、常時10人以上の労働者がいる事業場では、労働基準監督署への届出が必要になります。

就業規則のことなら、労務管理のプロの上東事務所にお任せください！

速報！

会社の利益を守る大切な就業規則・・・だからこそ、正しい就業規則を備えつけておきたいものです。そこで、上東事務所では今夏、今回の改正ポイントを盛り込んだ内容のセミナーを開催する予定です。他にも労務管理や助成金、事業主様にとって有益な情報を発信してまいります！なお、セミナー詳細は次回の『子育て支援通信』でご案内いたしますのでご期待ください。（記事担当：大園）



特定社会保険労務士
(前室長) 駒水

社会保険労務士の駒水です。

1歳5か月になる長男が、“ちち”さらには“パパ”と呼んでくれるようになりました。生まれて間もない頃から、耳元で、“ちーち”と囁き続けてきた努力が実りを結んだようです。（冗談です！）どうやら、妻が、私のことを長男によく話をしていてくれるからみたいです。

しかし、妻は、いまだに“はは”どころか“ママ”とも呼ばれていません。妻に感謝しつつも、数少ない優越感を味わっている今日この頃です。

(有)上東労務管理事務所 子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市永吉一丁目6番12号 TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680